

令和3年度における東大和市会計年度任用職員の夏季休暇の特例に関する規則

令和3年度における東大和市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則第27号）別表第4の規定の適用については、同表夏季休暇の項中「9月30日」とあるのは、「10月31日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。